

# にしかわ 広報

1977  
4/25

第184号

□ 発行/新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集/総務課 □ 毎月10日・25日発行

「<sup>まび</sup>厳しかった冬も去り  
ようやく春らしい陽気に  
農家も農<sup>の</sup>良<sup>ら</sup>仕事に  
全開始動」



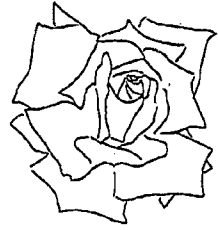
「子供たちも待ちに待った  
大地を<sup>け</sup>蹴って春を  
楽しむ」



人口 10,788(+4) 男 5,245(+8) 女 5,543(-4) 世帯数 2,345(+2) 2月28日現在( )内は前月比

# 参議院新潟県選出議員補欠選挙

## 投票日は5月22日(日)



白バラは明るい選挙のマークです

五月二十二日(日)は、参議院新潟県選出議員補欠選挙が行われます。

わたしたちにとっては国政に直接参加する唯一の機会です。

国民に与えられている権利を行使する機会をわたくしはたいせつにし、棄権をしないようにします。

### ▽新しく投票できる人

○ 昭和三十一年十二月七日から昭和三十三年五月二十

三日までに生まれた人で昭和五十二年四月二十八日現在も引き続き住所を有している人

○ 昭和三十三年五月二十三日以前に生まれた人で、昭和五十二年一月二十八日以前に転入届けを出して、昭和五十二年四月二十八日現在も引き続き住所を有している人

### ▽前住所で投票しなければならぬ人

五十二年一月二十九日以後に他の市町村からこの町に住所を移した人(転入届をした人)は名簿登録の基準日である四月二十八日現在、名簿登録要件である三カ月以上の住所期間がないため、この町では投票することはできませんので、前住所地で投票することになります。

五十二年一月二十九日以後に他の市町村からこの町に住所を移した人(転入届をした人)は名簿登録の基準日である四月二十八日現在、名簿登録要件である三カ月以上の住所期間がないため、この町では投票することはできませんので、前住所地で投票することになります。

### ▽不在者投票

投票日の当日、仕事や旅行などの都合で投票所へ行って投票することができない人は前もって投票をすませる制度があります。これを不在者投票といいます。

「不在者投票をするには、難しい手続きをしなければならぬ」と思っている人もおられると思いますが、手続きはかんたんです。手続に必要な用紙類は、町の選挙管理委員会に備えてありますから「印鑑」を持っておいでください。

### ○期間

四月二十九日(金)から五月二十一日(土)

(土曜日、日曜日でも可)

○時間 期間中毎日午前八時三十分から午後五時まで

○場所 選挙事務室(役場二階)

## スポーツですか 体育指導委員

西川町では、スポーツ振興法の規定に基づいて、西川町体育指導委員に関する規則を昭和三十八年六月二十一日に制定しました。

体育指導委員の職務は住民のスポーツの振興を図るため委員の皆さんが分担して次の職務を行っていただきます。

- 一、住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
  - 二、住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
  - 三、学校、公民館等の教育機関、その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
  - 四、スポーツ団体その他の団体の行うスポーツの行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
  - 五、住民のスポーツ振興のための指導助言を行うこと。
- 教育委員会では住民スポーツ振興を図るため、次の方々を体育指導委員として任命いたします。
- |      |     |
|------|-----|
| 福島善信 | 二番町 |
| 高橋亥恵 | 善光寺 |
| 倉部ソイ | 壘   |
| 渡辺澄  | 下組  |
| 高橋正子 | 新栄町 |
| 和田貞子 | 桑山  |

## 知っているだろうか 就学困難な児童生徒の就学奨励制度

教育の機会均等の精神に基づき、すべての児童・生徒が義務教育を受けることができるよう保障する制度として、就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、国と町が必要な援助を与える制度があります。

具体的には、町の教育委員会が、経済的理由により就学援助を必要とする人を認定して、就学奨励費を補助します。この認定を受ける、児童・生徒の新入学用品費、

に、自力酪農家としての実感をこめた「酪農賛歌」があった。素人は素人で、伴奏を公民館の本間主事に依頼し、歌は、昔何度か素人のど自慢大会に出場したという新田部落の神田健さんに依頼した。朝早くから夜遅くまで、昼夜を問わず働きつづける酪農家をうたった「酪農賛歌」が、今朝ももうす暗い牛舎の中から聞こえてくる。

## 新入学・新学期

小学校から大学まで、新しく入学する子どもさんにとっては人生の一つの関門に立ったわけですね。新学期は、それから始まるスタートラインです。もう走りはじめました。

まだ小さな幼稚園や小学校の子どもさんですと、いまでも全くちがった環境にはいっていか、緊張して一日を終え、家に帰ると、出かけるときの元気さほどこへやら、もうぐったりして、ぼんやりあくびばかりしていることがあります。

お母さんは、学校で何かあったのじゃないかと心配のあまり、「どうしたの……」とせつかにお子さんを問いつめます。「なんで

## 乳牛とともに



「俺は越後の牛飼育者、弥彦・角田の風うけて父さん見てくれこの腕ふし今にやるぞや日本一」

「わたしは越後の牛飼いの娘、嫁の貰いて、山程あるが母さん見てよ、わたしの姿好いた人との草刈りを」

「越後の山々銀色に、根雪が降りたよおらが里、暗い小屋で産声上げて、春を待つてる可愛い子」

「この歌は、六分多賀栄吉さんが作詩・作曲した「酪農賛歌」である。多賀さんは「栄興園」という牧場を経営している。酪農を始めて二十三年。この間には、仔牛の誕生を狭い牛舎の片すみで夜明けまで見守ったことも、酪農不振のためにかわいい乳牛を手放そうと考えたことも、何度となくあったという。多賀さんは、酪農に対する喜び、苦しみを、暇をみては歌にして書き留めてきたという。その中

もないよ」と、お子さんは口をつぐんでしゃべろうとしません。なんでもなければいいけれど、何かあったと思ひこみ、お母さんはますます心配になるようですが、学校はソコキの道場ではありません。お子さんの体力に合わせて、お勉強や体操をさせていますから、帰ってきたお子さんにすぐ、今日なにかあったのか、みんな報告させるよう仕向けるのはむりです。お母さんも、春は何かと家事の多いときですから、学校のことなど、お父さんが帰ってきて、お夕食のときにでもみんなで話し合う程度にして、まずお子さんの緊張をほぐしてやってください。あまり時間ぐらゐ昼寝のおつき合いをしてほしいです。

親も子も、洋々とした人生の門出に胸をふくらましている新学期です。学校のたのしさを覚えるのはこの瞬間です。お友達がふえ、お勉強のたのしさをそこから生まれます。少々のやな学料でも、みんないっしょにやるおもしろさを身体でおぼえるのがこの時期です。ただ、お家へ帰ってから、今日のことをみんなお母さんに話さなければ遊びに出してくれないと、お子さんに思ひこませるのが、お母さんの一番わるい家庭教育だと思ってください。

# 相続と税金



相続や遺贈によって財産をもらったときかかるのが相続税です。これは相続や遺贈によってもらった「正味の遺産総額」が「遺産に係る基礎控除額」を超えるときに、その超えた部分に課税されるものです。

遺産を相続した場合、原則として相続した財産のすべてに対して相続税がかかりますが、次のようなものには相続税がかかりません。

- 葬所、仏壇・祭具など
- 死亡保険金の合計額のうち、二百五十万円に法定相続人の数をかけた金額
- 死亡退職金のうち、二百万円に法定相続人の数をかけた金額などです。

また、遺族が受取った香典なども税金がかかりません。

遺産に係る基礎控除額は二千万円と、四百万円に法定相続人の数をかけた金額との合計額です。

をかけた金額との合計額です。相続税の税率は、課税遺産額が二百万円以下の金額に対する一〇%を最低に、五億円を超える金額に対する七五%まで、課税遺産額に応じて高くなる超過累進税率となっています。

相続税の申告と納税は、被相続人が亡くなった日の翌日から六か月以内です。詳しいことは税務署税務相談室にお尋ねください。

(代表電話) 〇二五六七二二一三五五

御存知ですか

### あなたの国税モニター

税金については、多くの方がいろいろなお意見等をお持ちのことと思います。

そこで、皆さんから税についての意見や要望等をお聞きして、更に改善するために、税務署では国税モニターを委嘱しております。

国税モニターは、税務署の仕事客観的な立場からながめて意見を述べたり、皆さんからの意見や要望として苦情を聞くなど、納税者と税務署のパイ役として活躍しています。

今年度の巻務署管内の国税モニターは次の方々です。

皆さん、お気軽に意見や要望、苦情等を国税モニターにお寄せください。

〇 蕪市大字小高一五八八

洋品服物販売業  
長谷川孝明  
〇 蕪市秋葉町一十一六  
会社役員  
和田 貢一

### 今月は

#### 固定資産税の納期です

昭和五十二年の固定資産税および軽自動車税の納税通知書をお届けしました。

なお、口座振替をされていない方には、納税通知書に納付書をつけてお届けしましたので紛失しないようにして、各納期限までに納税通知書に書いてある金融機関へ直接現金で納めることとなります。

昭和五十二年の税などの納期は別表のとおりです。

### 昭和52年度税等納期一覧表

納期	税目	納期別
2月	固定資産税(4)	町県民税(4)
1月	固定資産税(3)	町県民税(3)
10月	固定資産税(2)	町県民税(2)
7月	固定資産税(1)	町県民税(1)
6月	町県民税(1)	保険税(1)
4月	固定資産税(1)	国民年金(1)

△ 固定資産税  
この納税通知書は、昭和五十二年の固定資産税の計算の基礎となった額や、税率および納期限などを皆様にお知らせする通知書です。

#### 軽自動車税

軽自動車税は、毎年四月一日現在の所有者または使用者に課税されます。

軽自動車等の譲渡、交換、廃車等しても、手続きをしないと旧の人に課税されますので、このようなときは必ず申告の手続きをしてください。

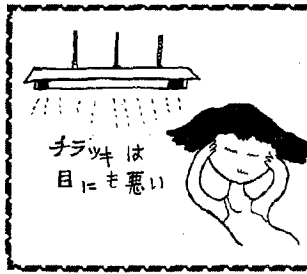
なお、申告手続きは車種によって異なりますので、次のところで手続きをしてください。

〇 原動機付自転車、小型特殊自動車 → 役場税務課

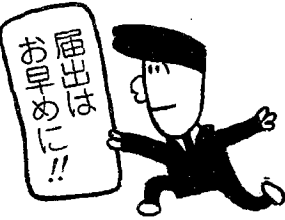
### 蛍光灯の豆知識①

蛍光灯の両端が黒くなっていますか。黒くなっていますか。

蛍光灯は長く使っているうちに、次第に明るさが低下してきます。そして蛍光灯の両端が黒ずんできたり、ちらつきが多くなってきたりすれば、もうそろそろ寿命だと考えてよいでしょう。古く暗くなつたものは、早目に取替えた方がお徳ですし、目のためによいでしょう。



## あなたの住所が変わったら



転入・転出・転居および世帯主が変わったら必ず届け出てください。

- 一 転入届  
よその市町村から西川町に住所を移されたかたは、次の書類をもって、十四日以内に役場へ転入届の届出をしてください。
- (1) 前住所地の市町村から交付を受けた転出証明書
- (2) 印鑑(ミトメ)
- (3) 国民健康保険証(国民健康保険に加入されている世帯に転入されるかた)
- (4) 国民年金手帳(加入されているかた)
- 二 転出届  
西川町からよその市町村へ住所を移されるかたは、次の書類を持って、住所を移す前に転出先および転出予定年月日を役場へ届け出て、転出証明書の交付を受けてください。

- (2) 国民健康保険証(加入されているかた)
- (3) 国民年金手帳(加入されているかた)

### 三 転居届

町内間で住所を移されたかたは、次の書類をもって、十四日以内に役場へ転居届の届出をしてください。

- (1) 印鑑(ミトメ)
- (2) 国民健康保険証(加入されているかた)
- (3) 国民年金手帳(加入されているかた)
- 四 世帯変更届  
世帯主が変わったり、世帯の構成が変わったりしたかたは、次の書類を持って、十四日以内に役場へ世帯変更届の届出をしてください。

- (1) 印鑑(ミトメ)
- (2) 国民健康保険証(加入されているかた)

- (3) 国民年金手帳(加入されているかた)
- 五 会社や工場などに勤められ、社会保険、厚生年金に加入されたかたは、次の書類をもって、十四日以内に役場へ手続きをしてください。
- (1) 印鑑(ミトメ)
- (2) 社会保険証
- (3) 国民健康保険証
- (4) 年金手帳
- 六 会社や工場などをやめられたかたは、次の書類をもって、十四日以内に役場へ手続きをしてください。

役場事務に対する意見・要望



5月は2日です

住みよい西川町にするため町長に「こんなことを聞いてみたい」、「こんな意見を言ってみよう」とお考えのかたはお気軽にお電話ください。

▽ 毎月第一火曜日  
(五月は祭日のため月曜日です)  
午後五時から五時二十分まで

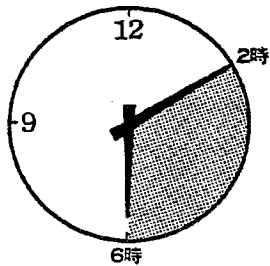
▽ 電話 三二一五番

### 春の町民サイクリング大会

君もボクもパパもママも「ペダル」をふんで...  
新川沿岸を、ゆっくり走ろう!!  
とき⇒5月15日(日)

第1集合地/升瀧小学校、午前9時30分集合  
第2集合地/西川町公民館前、午前9時20分集合  
※当日/鏡瀧公園で楽しいゲームと魚つり大会  
スタミナ味噌汁を用意しておきます。

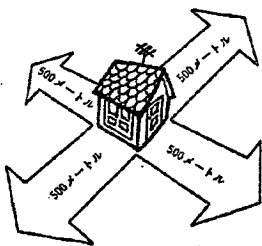




①【いつ起こるか】  
およそ半分は、午後二時から午後六時ごろの間



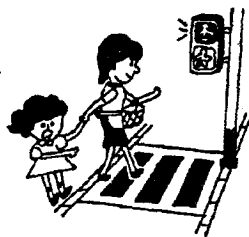
②【どこで起こるか】  
およそ三分の二は、自宅から五〇メートル以内



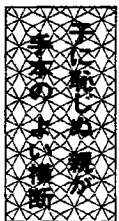
③【原因はなにか】  
およそ三分の一は、車のすぐ前へとのび出しによって起こっている



車が止まるには  
○時速40キロで18メートル  
○時速50キロで25メートル  
○時速60キロで32メートルの距離が必要で、車が近づいて危険なのに、まだ渡れると考えることも、年齢が低くなるほどその率が高くなっています。



○バスから先に降りて、サッサと横断する  
○買物やおしゃべりに夢中になって、子どものことをかまわない  
○赤信号でも車がこなければ平気で渡る  
○このことでは、子どもの安全教育はできません。  
お母さんがまず模範を示しましょう。



花子  
「信号機」の始まりと、その後の移り変わりを教えてください。

太郎  
信号機は、大正八年に東京日本橋の白木屋へ今の東急百貨店「前交差点」につけられたものが最初で、「止まれ」「進め」の文字で表示された手動式でした。その十二年後の昭和五年にアメリカから電気式のものが入り、東京日比谷交差点につけられています。本県には、昭和十一年に新潟市古町十字路に電気式のものをつけられました。採用されています。

今では、県下で一、五三一基もあり、この中には、昨年新潟市にできた交通管制センターに、コンピューターでコントロールする自動制御信号機も含まれています。文字信号機から始まった信号機の歴史も、隔世の感がします。

# 納めましよう！ 国民年金の保険料

人の一生には、たとえば、年をとると働けなくなる。また、病気や事故で障害者になれば働くことができなくなる。それに、一家の大黒柱を失えば収入がなくなる。このようなことが考えられます。これらに共通していることは、いずれも収入を得る力がなくなるということですが、それを個人の力で十分準備しておくことは、決して生やさしいことではありません。



保険料を納めていれば大丈夫です！！

納め忘れたら、納め忘れにしておきますと、受けられないことがあります。また、保険料を滞納しますと、ますます額がかさみ、いつそう納めにくくなります。ですから、保険料は決められた期限までに必ずキチンと納めるように心掛けましょう。

## 福祉年金をうけとつたら

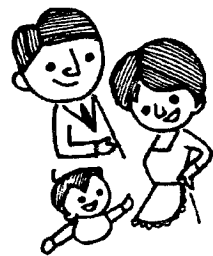
福祉年金では、定時届けとして、毎年一回受給権者について前年の所得や公的年金(恩給、厚生年金など)を確認し、五月からむこう一年間にわたる受給権の有無を確認する手続きが必要です。受給権者は、五ヶ月の年金をうけとつたら年金証書(緑色の手帳)をすぐに役場へ提出してください。

④ 福祉年金は、その費用の全額が国の負担によって支給される年金であるため、福祉年金の受給権のある人すべてに支給されるものではなく、ある程度生活にゆとりがあると認められる人などには支給がとめられることになっています。

## 12・3ちゃん

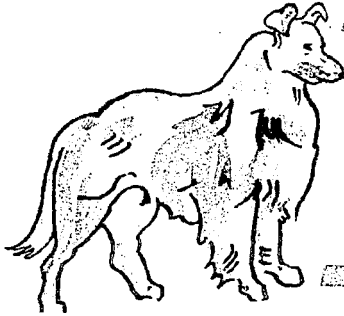


わがままを言うので叱ると、かんしゃくをおこしてしまいます。そんな時、親はどっぴり態度で子どもに接したら大いけいけい、かかんしゃくは、怒りの情緒のあらわれで、二・三歳ごろが一番多くみられます。子どもが怒るのは、やりたいことがじやまされ、欲しいものが手



に入らないなど、その要求が否定されたり、おきえられたときにおこります。子どもが怒ったときにその要求を見分けて対処しなければなりません。子どもの要求が正当なものである場合(知らないために遊びがうまくゆかないなど)はその要求の満たし方を教えてやる必要があります。しかし、それが不当なものである場合(わがままからくるものなど)には、常に知らん顔をしていくことです。さわぎたてたり、要求を安易に満たしてやると、子どもは、要求を通す手段として、かんしゃくを用いるようになります。

なお、不要な怒りを避けるため、規則正しい生活をさせ、睡眠を十分にとらせ、思いやり遊ばせ、無益な刺激を避けることなどの他、親自身が落ち着いた行動をとることも大切です。



# 忘れずに受けましょう!

## 『犬の登録と予防注射』

### 4月28日(木)

昭和五十二年の畜犬登録と春の狂犬病予防注射を、次のとおり実施します。

あなたの愛犬も、近くの会場で必ず受けてください。

とき・ところ

升湯保育所 午前10時から11時まで

貝柄事務所 午前11時30分から12時30分

まで

鏑郷農協 午後一時30分から二時30分

まで

西川町役場 午前10時から11時まで

午後一時から二時まで

持参するもの

○印かん

○登録手数料 三百円

○注射料(注射済薬を含む) 七九〇円

○獣医師が訪問注射をした場合 一、二九〇円以上

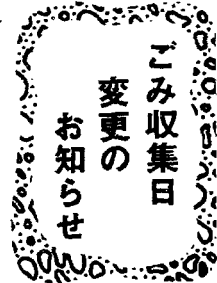
犬が病気や妊娠などで、当日注射を受けられない場合は、後日最寄りの獣医師から注射を受けてください。

犬の登録は毎年一回です。(生後三ヶ月以上)

狂犬病予防注射は、春と秋(六ヶ月ごと)二回必ず受けることになっています。

犬の放し飼いは危険ですから

絶対にしないでください。  
※ 不用犬は、当日時間までに注射会場へつれて来てください。



て、五月四日(水)の収集を休みます。  
▽収集休み地区  
鐘、一・二・三・四番町、学校町、水道町、新栄町、矢島、千隈町、藤見町、大正通、旗屋

◎ ごみは収集日以外に絶対に出さないでください。  
◎ 附近にちかららないよう、必ず袋かポリバケツに入れて出してください。

## 心配ごと相談

とき 毎週月曜日午後1時から午後3時まで  
ところ 老人いこいの家「西川荘」

※ 心配ごとは、秘密・無料。お気軽においでください。

2日は都合により休みます。



### 《5月の相談員》

9日	16日	23日	30日
高井 熊雄	高井 熊雄	高井 熊雄	高井 熊雄
内藤 恵知郎	丹羽 隆清	赤川 幸平	棚橋 四重

## 町民のうごき



氏名 菅川 信博 部長  
毛島宏明 〃 昇 矢島  
稲葉和夫 〃 一二 下山  
田辺雄起 〃 太寿雄 善光寺  
高橋潤 〃 清次郎 上組  
多賀一博 〃 駒一郎 六分



氏名 菅原 信博 部長  
安部 良壽計 良壽計 一番町  
(多賀)フサ  
飯野 正夫 正夫 鐘三区  
(加藤)美代子  
小林 正 正 朝日町  
(阪井)雅 恵 キエ



氏名 菅原 信博 部長  
田中キセ 〃 甚之 中村  
小林ハナ 〃 健作 川西  
本田寅治 64 〃 本人 天竺堂  
小林マキ 94 〃 良平 矢島